新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

却 粜 角 拓 新潟県知事

新潟県規則第18号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則(昭和61年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場 合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場 合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削入

(有料公	5 5 %	18.4でに即分 正 手続)	(大文) (大文) (大文) (大文) (大文) (大文) (大文) (大文)
一部6条(除)			6条 (器)
料公園施設の使用許可等の手		手続)	(有料公園施設の使用許可等の
田	後	田	改
	7 HJ 90	ロみるいしロリノ	ならみ 上記で/網で女子 入吹 て区

$2\sim 6$

- 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、 当該各号に定める日から受け付けるものとする。
- (1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側) 及び多目的運動広場 (南側。 以下この号において「運動広場」という。) 使用しようとする日の1月前の 日(その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日(条例第1条の2第 2項の規定により運動広場の供用日が変更された場合にあつては、当該変更 された後の供用日。以下この号において「供用日」という。)以外の日に当た るときは、その直後の供用日)
- (2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場(以下 この号において「スタジアム等」という。) 使用しようとする日の2月前の 日 (その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日 (条例第1条の 当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。)以外の 2第2項の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合にあつては、 日に当たるときは、その直後の供用日)
- 8 (3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2 月前の日(その日が条例第1条の2第2項の規定により新潟県立紫雲寺記念 公園オートキャンプサイトの供用日が変更されたことにより新潟県立紫雲寺 記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなった場合にあっては、 直後の供用日)

- 第6
 - $2\sim 6$
- 7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、 当該各号に定める日から受け付けるものとする。
- 6 第2項の規定により運動広場の供用日が変更された場合にあつては、当該 変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。)以外の日に (1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)及び多目的運動広場(南 側)(以下この号において「運動広場」という。) 使用しようとする日の1月 前の日 (その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日 (条例第1条の その直後の供用日) 当たるときは、
- (2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場(以下 この号において「スタジアム等」という。) 使用しようとする日の2月前の 当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。)以外の 日 (その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日 (条例<u>第1条の</u> 6 第2項の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合にあつては、 日に当たるときは、その直後の供用日)
- 8 月前の日(その日が条例第1条の6第2項の規定により新潟県立紫雲寺記念 公園オートキャンプサイトの供用日が変更されたことにより新潟県立紫雲寺 (3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2 記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなつた場合にあっては、 直後の供用日

- (4) 新潟県立紫雲寺記念公園テニスコート、多目的運動広場及び屋内運動施設体育館(以下この号において「テニスコート等」という。) 使用しようとする日の1月前の日(その日が条例別表第1に規定するテニスコート等の供用日(条例第1条の6第2項の規定によりテニスコート等の供用日が変更された場合にあっては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。)以外の日に当たるときは、その直後の供用日)
- (服)

(定期券等)

第8条 条例別表第2第10号の表に規定する定期券 (以下「定期券」という。)の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別部第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 (器)
- 3 定期券及び条例別表第2第10号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(利用料金)

第11条の3 (略)

- (盤)
- 3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、当該各号に定める事由とする。
- $(1) \cdot (2)$ (略)
- (4) (略)
- 4 · 5 (略)

- (4) 新潟県立紫雲寺記念公園テニスコート、多目的運動広場及び屋内運動施設体育館(以下この号において「テニスコート等」という。) 使用しようとする日の1月前の日(その日が条例別表第1に規定するテニスコート等の供用日(条例<u>第1条の2第2項</u>の規定によりテニスコート等の供用日が変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。)以外の日に当たるときは、その直後の供用日)
- (盤)

(定期券等)

第8条 条例<u>別表第2第8号の表</u>に規定する定期券(以下「定期券」という。)の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

(盤)

 $^{\circ}$

3 定期券及び条例別表第2第8号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(利用料金)

第11条の3 (略)

(盤)

2

- 3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。
- $(1) \cdot (2)$ (略)
- (3) 多目的運動広場(北側)(専用使用の場合に限る。)、多目的運動広場(南側)(専用使用の場合に限る。)、レストハウス体憩ホール(専用使用の場合に限る。)、 新潟スタジアム(専用使用の場合に限る。)、 新潟スタジアム(専用使用の場合に限る。)、 サブグラウンド(専用使用の場合に限る。)若しくは野球場、 テニスコート、 多目的運動広場(専用使用の場合に限る。)、 体育館(専用使用の場合に限る。) ましくは屋内運動施設会議室又は研修室(専用使用の場合に限る。)に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当すストキ
- (4) (8)
- 4 · 5 (略)

(使用 **	単位又は区分		(報)										
数 備 名			(略)	スライド機	資料提示装置	8ミリビデオカメラ	(略)	ビデオデッキ	MDプレイヤー	ライティンダブック	(略)	(略)	
附属 設備 名		(器)	新潟 研修室	県立	植物	屋							備考 (略)
菜	金額		(器)				(盤)				(器)		
使用	単位又は区分		(器)										
附属散備名			(婦)				(殿)				(器)	(器)	
三属							1					I	
附属		(器)	新潟 研修室	県立	植物								(解)

1,610

1,610円

(盤)

額

金

1,610円

(報)

1,080円

1,240円 1,240円

(盤)

第6号様式(第3条関係)

公園内行為許可申請書

(盤)

注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。 (1) \sim (5) (隔) (6) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又は野球場内の広告物の表示にあ っては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場

 $(1) \sim (5)$

洪

(南側)又は新潟スタジアム若しくは野球場内の広告物の表示にあつては、

広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。

公園内行為許可申請書

第6号榛式 (第3条関係)

第8号榛式(第6条関係)

(盤)

「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北 側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアム又は野球場の使用の許可を

申請する場合に記入すること

(盤)

 $^{\circ}$

有料公園施設使用許可申請書

第8号榛式(第6条関係)

(盤)

洪

有料公園施設使用許可申請書

「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又 は野球場の使用の許可を申請する場合に記入すること。 俎

(盤)

 α

第13号様式の2 (第9条の2関係)	第13号様式の2(第9条の2関係)
入場料収入報告書	入場料収入報告書
(器)	(婦)
新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋	新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋
多目的運動広場(朮側) 多目的運動広場(南側)	新潟スタジアム
野潟公園新潟スタジアムの使用に係る入場料の収入総額について報告 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	野潟公園野 球 場の使用に係る入場料の収入総額について報告
河	4
C # 3 °	C H %
(姆)	(船)
第17号様式の2 (第11条の3関係)	第17号様式の2 (第11条の3関係)
入場料収入報告書	入場料収入報告書
(婦)	(婦)
新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定により、下記のとおり新潟県立	新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定により、下記のとおり新潟県立
多目的運動広場(北側)	
多目的運動広場(南側)	新潟スタジアム
鳥屋野潟公園新 潟 ス タ ジ ア ム の使用に係る入場料の収入総額について	鳥屋野潟公園野 球 場の使用に係る入場料の収入総額について
野球場	
報告します。	報告します。
(略)	(婦)

| M | 別 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第7項の改正は、公布の日から施行する。

